

■定員のある募集記事で特に記載のない場合、申し込みは5月1日(木)から先着順で受け付けます。対象は、市民または市内に勤務している人です。

**国民年金**

**こんなときは届け出が必要です**

市民課

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、保険料を納めなければなりません。届け出をしなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取れないこともあるので、必ず届け出をしましょう。

| 届け出が必要なおとき                     | 持参するもの                                 |
|--------------------------------|--|
| 20歳になったとき<br>(厚生年金や共済年金加入者を除く) | 印鑑、届出人を確認できる書類<br>(運転免許証など)            |
| 退職したとき                         | 印鑑、年金手帳、資格喪失証明書、届出人をたとき(配偶者が退職したときも含む) |

届出先 市民課または各総合支所市民福祉課  
市民課年金係 ☎ 23-6079  
または各総合支所市民福祉課

**暮らし**

**自動車税は早めに納めましょう**

県北部県税事務所

納期限までに忘れずに納めましょう。また、納税証明書は車検を受けるために必要です。大切に保管してください。  
納期限 6月2日(月)  
県北部県税事務所 ☎ 91-0706

**埋蔵文化財包蔵地での各種開発は届け出をしてから**

文化財課

埋蔵文化財は貴重な文化遺産です。文化財を守り、後世に伝えるため、文化財保護法という法律があります。自己所有地でも、文化財保護法に基づく届け出が必要になります。開発行為の際は、事前に文化財課に相談をお願いします。

- 開発行為をする際の手続きの流れ
- ①遺跡の照会(開発予定地内の遺跡の有無の確認)
- ②協議(協議書の提出)  
※県文化財保護課の所定の様式で提出する必要があります。
- ③届出(埋蔵文化財発掘の届出)  
※工事実施予定日の60日前までに届出する必要があります。
- ④調査(保存記録)  
教育委員会文化財課 ☎ 72-5036

**市民税・県民税の均等割の税率が引き上げられます**

税務課

東日本大震災からの復興を図ることを目的とした「地方税の臨時特例法」に基づき、平成26年度から平成35年度まで、市民税・県民税の均等割の税率が引き上げられます。引き上げ額は、災害に強い、安心・安全なまちづくりに活用されることとなります。

|     | 改正前    | 改正後    | 引上額    |
|-----|--------|--------|--------|
| 市民税 | 3,000円 | 3,500円 | 500円   |
| 県民税 | 2,200円 | 2,700円 | 500円   |
| 合計  | 5,200円 | 6,200円 | 1,000円 |

※県民税均等割額には、みやぎ環境税1,200円が含まれます。  
税務課市民税担当 ☎ 23-2148

**鉛給水管の取り替え工事の補助**

水道部管理課

鉛給水管からポリエチレン製などの給水管に取り替える工事を実施し、一定の要件を満たす場合に限り、工事費に対して補助金を交付します。詳しくはお問い合わせください。  
水道部管理課給水係 ☎ 24-1111

**「みんなの部屋」利用開始**

大崎生涯学習センター

体験展示室が新しくなりました。活動団体の作品展示や個展、人形劇の活動に利用できます。詳しくはお問い合わせください。  
大崎生涯学習センター(パレットおおさき) ☎ 91-8611

- 被災証明  
豪雪被害の被災証明は農林振興課で発行しています。
- 対象者  
次の①から⑤をすべて満たす人
- ①平成二十五年十一月から平成二十六年二月までの豪雪で、ビニールハウスなどの農業施設が被災している人
- ②大崎市から豪雪被害の被災証明を受けている人(被害状況写真・撤去復旧日時記録・見積書・領収書などの書類の保存が必要)
- ③被災した施設を再建・修繕・撤去し、平成二十六年年度中に営農を再開できる人

【支援内容】

|       | 施設の再建   | 施設などの撤去                          |
|-------|---|----------------------------------|
| 内容    | 農産物の生産に必要な施設などの再建・修繕(必要な資材を購入して自らが再建・修繕する場合を含む) | 被災した施設(農産物の生産に必要なもの)の解体、廃材の運搬、処理 |
| 補助の割合 | 最大で費用の9割まで                                      | 最大で費用の10割まで                      |
| その他   | 園芸施設共済に加入している場合、共済の補償額(共済支払金)の一部を補助金から差し引いて交付   |                                  |

※撤去後に再建する場合などは、どちらも対象になります。詳しくはお問い合わせください。

**豪雪被害を受けた農家への支援**

農林振興課農業経営係 ☎ 7090

平成二十五年度の豪雪により被害を受けた農業者向けに、農作物の生産に必要なビニールハウスなど、施設の再建・修繕・撤去に要する費用を支援する予定です。すでに施設の再建・修繕・撤去をしても、要件を満たすと対象になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■申込

五月二十三日(金)まで農林振興課または各総合支所地域振興課へ申し込み

**復興支援情報**

**災害公営住宅入居者の募集について**

東日本大震災により住宅を失った人で、自力では住宅を確保できない人が低廉な家賃で入居できる公営住宅です。申し込みには条件があり、被災状況や所得などで受付期間が変わります。詳しくはお問い合わせください。  
建築住宅課建築管理係 ☎ 28054

**住宅の修理費用を助成します**

東日本大震災で被害を受けた住宅(り災証明書のある住宅)をこれから修理する場合、工事費用の一部を助成します。申請の前に手続きの進め方、補助の内容・要件などを必ずお問い合わせください。  
受付開始日  
五月十五日(木)(予算を超えた時点で受け付け終了)  
※申請の前に工事着手したものは対象になりません。  
補助の割合  
地震に係る修理費用の十パーセント(限度額二十万円)

**旧有備館及び庭園復旧工事現地見学会**

貴重な文化財建造物の復旧の様子を見学しませんか。  
日時  
五月三十一日(土)、六月一日(日) 十時、十一時、十三時、十四時  
場所  
旧有備館及び庭園復旧工事現場(雨天時は岩出山地区公民館)  
内容  
三・六層の高台から主屋・附属屋復旧工事の見学  
対象  
小学五年生以上(小学生は保護者同伴)  
五月二十日(火) 十時~十二時  
大崎まちづくり支援センター「きらっと」(古川米倉字屋敷四二一)  
対象  
沿岸部などで被災し、現在、市内に住んでいる人  
申込  
電話、ファクスまたはEメールで申し込み  
特定非営利活動法人おおさき地域創造研究会  
Eメール  
mail@otsk-krato.org

- 補助対象  
次の①から⑤のすべてに該当する人
- ①市内の住宅で、所有者が居住しており、所有者に市税の滞納がないこと
- ②十万元以上の住宅の修理工事を行う人
- ③工事が平成二十七年三月二十日までに完了する人
- ④過去に地震被害による住宅の修理などで補助金を受けていない人
- ⑤大崎市が発行した、東日本大震災による、り災証明書の交付を受けている人  
建築住宅課建築指導係 ☎ 28057

**ほっこりお茶っぴ飲みませんか**

生活に役立つミニ講座と参加者同士の交流会を行います。今回は、みんなで一緒に花と野菜の種をまきます。  
日時  
五月二十日(火) 十時~十二時  
場所  
大崎まちづくり支援センター「きらっと」(古川米倉字屋敷四二一)  
対象  
沿岸部などで被災し、現在、市内に住んでいる人  
申込  
電話、ファクスまたはEメールで申し込み  
特定非営利活動法人おおさき地域創造研究会  
Eメール  
mail@otsk-krato.org

**計量器の定期検査**

宮城県計量検定所 ☎ 022-247-1641  
商工振興課商工振興係 ☎ 23-7091

取引または証明に使う「はかり」は、知事が実施する定期検査を受検するよう義務付けられています。2年に1回行われる定期検査に合格しなければ、使用することができなくなります。該当する「はかり」を持っている人は、もれなく検査を受けてください。  
対象：商店、会社、工場、病院、事務所、学校、行商、宅急便などで使用するはかり、農家で野菜・果実の庭先販売に使用するはかり  
検査手数料：有料(型により検査手数料は異なります。当日、現金で支払ってください)

| 期日              | 検査時間       | 対象地域                  | 検査場所          |
|-----------------|------------|-----------------------|---------------|
| 5月15日(木)        | 10時30分~15時 | 三本木地域                 | 三本木野球場        |
| 5月16日(金)        | 10時30分~15時 | 田尻地域                  | 田尻老人福祉センター    |
| 5月19日(月)        | 10時30分~15時 | 松山地域                  | 松山公民館         |
| 5月20日(火)        | 10時30分~15時 | 鹿島台地域                 | 鎌田記念ホール       |
| 5月21日(水)・22日(木) | 10時30分~15時 | 岩出山地域                 | 岩出山総合支所車庫     |
| 5月26日(月)        | 11時~16時    | 鳴子温泉地域                | 鳴子公民館         |
| 5月27日(火)        | 9時~14時     | 古川地域(長岡・富永・宮沢・清滝地区)   | 長岡地区公民館       |
| 5月28日(水)        | 10時30分~15時 | 古川地域(西古川・志田・東大崎・高倉地区) | 西古川地区公民館      |
| 5月29日(木)        | 10時30分~15時 | 古川地域(敷玉地区・全地区)        | 保健福祉プラザ(fプラザ) |
| 6月2日(月)         | 10時30分~15時 | 古川地域                  |               |
| 6月3日(火)・4日(水)   | 10時30分~15時 | 古川地域                  |               |

※指定日以外は、最寄りの会場で受検してください。